

ご 注 意 く だ さ い !

家庭 と 職場 では、

(家庭ごみ) (事業ごみ)

ごみの分け方が一部違います。

多くの地方自治体では、家庭ごみの「ビニール」「プラスチック」などを、燃えるごみとして処理しています。

しかし、職場で排出される事業系ごみの「ビニール」「プラスチック」などの多くは「産業廃棄物」となります。

したがって、燃えるごみ(一般廃棄物)として処理することは出来ません。

ビニール・プラスチック製品 具体的な品目例

PE マークの付いている菓子袋

レジ袋



ストロー



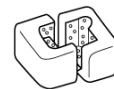
フロッピーディスク CD



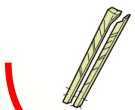
プラスチック製の文房具



発泡スチロール緩衝材



割りばし等



リサイクルできない紙



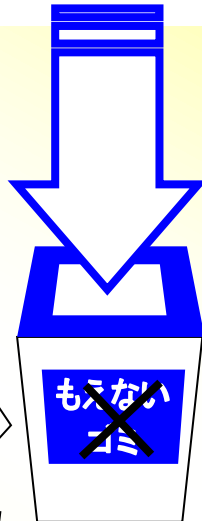
布等の繊維類



一事業系廃棄物



表示方法を工夫する



産業廃棄物

分別容器の表示・案内を変えることで適正分別が進みます。

具体的品目を記入すれば、更に分かりやすくなります。

割り箸
ティッシュ
複写伝票

ストロー
レジ袋

リサイクルできない紙
木製品
布製品

プラスチック
ビニール
スチロール

※ その他のごみ・資源は、建物の分別表示に従い、正しい分別を行って下さい。



港区みなとリサイクル清掃事務所

ご存知ですか “ミックスペーパー”でリサイクル

ミックスペーパーとは、一般古紙以外のリサイクル可能な紙類のことです。

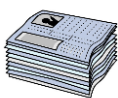
一般古紙



上質紙



雑誌



新聞紙



ダンボール

可燃ごみとして捨てられ、焼却されているものの中には、リサイクルできる“ミックスペーパー”が多く含まれています。社員の方が、一人ひとりの手で分別することで、多くの紙ごみがリサイクルされ、トイレトペーパーとして生まれ変わります。

ミックスペーパーリサイクルのメリット

- ごみとして処理するよりも安価で処理できます。
- リサイクルすることで、環境負荷を低減できます。

ミックスペーパー(例)



包装紙



封筒



紙製の箱



チラシ



シュレッダー

ミックスペーパーをリサイクルする際に、支障となるものがあります。これを禁忌品(リサイクルできない紙)といいます。

禁忌品は、ミックスペーパーが搬入される製紙工場等によって違います。管理会社や総務の方の指示に従って、適正な分別をお願いいたします。

🚫 禁忌品の一例 (ビル管理の方に、必ずご確認ください)



カーボン紙
(宅配便の複写伝)



剥離紙
(シールを剥いた後の紙)



箔押しされた紙
(ブリックパック)



匂いのついた紙
(石鹼の包装)



感熱紙
(レシート)

私たちの使用している紙は、木を原料として造られています。限りある資源を有効活用し、未来に継承していくため、古紙・ミックスペーパーリサイクルに、ご協力をお願いいたします。

